

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	選挙管理委員会	整理番号	2-1
処分の種類	政治資金規正法に規定する報告書等の訂正命令			
根拠法令条例等・条項	政治資金規正法第31条			
処分の概要	政治資金規正法の規定により提出された届出書類、報告書等の形式上の不備等に対する訂正命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定により言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 政治資金規正法の規定により提出される主な届出書類、報告書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治資金規正法第6条(政治団体の届出等)</li> <li>・政治資金規正法第12条(収支報告書の提出)</li> <li>・政治資金規正法第17条(解散の届出等)</li> </ul> <p>詳細は別紙参考のとおり</p>			
基準の制定根拠	—			

## 【参考】

政治資金規正法の規定により提出される主な届出書類、報告書等

### ○政治資金規正法第6条（政治団体の届出等）

政治団体は、その組織の日又は第3条第1項各号若しくは前条第1項各号の団体となつた日（同項第2号の団体にあつては次条第2項前段の規定による届出がされた日、第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第19条の8第1項の規定による通知を受けた日）から7日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ1人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

### ○政治資金規正法第12条（収支報告書の提出）

政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、4月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

### ○政治資金規正法第17条（解散の届出等）

政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から30日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第12条第1項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。